

「原発ゼロ社会への道 —— 新しい公論形成のための中間報告」



原子力市民委員会 意見交換会(新潟)

～～ 11月30日(土)新潟駅前ガレツソホールにて ～～

原子力市民委員会は、福島原発事故を受けて、脱原発社会の構築のために必要な情報の収集、分析および政策提言を行う市民シンクタンクを目指して、2013年4月15日に設立されました。原子力市民委員会として、2014年春を目途に「脱原子力政策大綱」をまとめる予定ですが、そのたたき台として、先般、10月7日に「中間報告」を発表しました。

この「中間報告」をもとに、国内の各地で、さまざまな立場の方との意見交換会を開催することとし、11月30日(土)に新潟での意見交換会を企画いたしました。

この意見交換会では、原子力市民委員会の委員から、「中間報告」の内容を説明するほか、新潟県の担当部局の方にも参加していただき、県としての基本的な考え方や、防災対策の実施状況などを説明していただくとともに、一般の参加者の方から、「中間報告」へのご意見やご質問などを発言していただきます。

原子力利用への賛否については、さまざまな立場やご意見がありますが、この意見交換会では、幅広い立場からのご意見を頂きたいと考えておりますので、ぜひ、多くの方にご参加いただきますようお願いいたします。

- 日 時：2013年11月30日(土) 18:00 開会 20:30 終了予定 (17:40 開場)
- 場 所：新潟駅万代口「ガレツソホール」 新潟市中央区花園 1-2-2 コープシティ花園
- 参加費：500円(「原発ゼロ社会への道——新しい公論形成のための中間報告」を配付します)
- 申込み：当日参加も可能ですが、email@ccnejapan.com か、FAX 03-3358-7064 に申し込みをいただくと助かります。(申込多数の場合は、当日参加の方に席をご用意できない場合があります。)
- 主 催：原子力市民委員会
- 原子力市民委員会からの出席メンバー：

船橋晴俊(法政大学社会学部教授、原子力市民委員会座長)

吉岡 斉(九州大学副学長、元政府原発事故調査委員会委員、原子力市民委員会座長代理)

伴 英幸(原子力資料情報室共同代表)

満田夏花(国際環境 NGO FoE Japan 理事)

※意見交換会で寄せられたご意見は、原子力市民委員会として記録した上で、「脱原子力政策大綱」をとりまとめる過程で参考にさせていただきます。ご意見は個人情報を除き、公開させていただくことがありますので、ご了承下さい。

※原子力市民委員会の中間報告「原発ゼロ社会への道——新しい公論形成のための中間報告」は、原子力市民委員会ウェブサイトからダウンロードできます。

原子力市民委員会

Citizens' Commission on Nuclear Energy

プログラム

17:40	開場
18:00	開会
	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶、趣旨説明 ・原子力市民委員会からの中間報告の説明 ・新潟県から、県の考え方と施策の説明 ・一般参加者からの発言 ・原子力市民委員会からの回答・まとめ
20:30	閉会

会場の案内図

JR 新潟駅万代口直結のビルです



「原発ゼロ社会への道——新しい公論形成のための中間報告」 「はじめに」 抜粋

この「原発ゼロ社会への道——新しい公論形成のための中間報告」の目的は、2014年3月までに作成する予定の「脱原子力政策大綱」に盛り込まれるべき主要論点について、あらかじめ原子力市民委員会として、現時点での考え方を示し、今後の活動の一里塚とするとともに、広く国内外の各界各層の方々のご意見をいただく「たたき台」を提供することである。

「脱原子力政策大綱」は、原子力政策改革の具体的な方向性について、できる限り包括的な全体像を示す文書とする予定である。それに対し、この中間報告では、「脱原子力政策大綱」の7割程度の主要な論点について現時点での検討結果をまとめたものである。しかしこれを一読すれば、当委員会が目指す方向性について、大筋で理解していただけるものと信ずる。

この中間報告に記載した数々の論点について、皆さまがさまざまな視点からのご意見を寄せてくださることをお願いしたい。また当委員会として中間報告に関して、双方向的な対話の場をできるだけ多く設けるので、ぜひ参加をお願いしたい。それをふまえて「脱原子力政策大綱」の作成作業を進めていきたい。

「原発ゼロ社会への道——新しい公論形成のための中間報告」 目次

<p>序章 はじめに</p> <p>0-1 福島原発事故による被害の深刻さ</p> <p>0-2 原発ゼロ社会を実現すべき理由</p> <p>0-3 脱原発政策実現のための政治的条件</p> <p>0-4 脱原子力政策大綱をどのような方法で作成するか</p> <p>第1章 福島原発事故の被害の全容と「人間の復興」</p> <p>1-1 福島原発事故の実態と未解明課題</p> <p>1-2 被害の全貌と本質</p> <p>1-3 広域汚染の全容と対応策</p> <p>1-4 健康を守る——「被ばくを避ける権利」の保障</p> <p>1-5 農業・漁業の再建と食の安全</p> <p>1-6 生活と地域の再建のための支援</p> <p>1-7 損害賠償のあり方</p> <p>1-8 除染と廃棄物政策</p> <p>1-9 作業員の健康管理と被ばくの低減</p>	<p>第2章 放射性廃棄物の処理・処分</p> <p>2-1 議論と合意のための「場」の形成</p> <p>2-2 福島第一原発の事故炉処理、事故廃棄物の処理・処分政策</p> <p>2-3 核燃料再処理政策の転換</p> <p>2-4 使用済み核燃料のリスク低減政策</p> <p>2-5 プルトニウム処理・処分政策(プルサーマル政策を含む)</p> <p>2-6 高レベル放射性廃棄物の最終処分</p> <p>第3章 原発ゼロを実現する行程</p> <p>3-1 原発ゼロを実現するための基本的アウトライン</p> <p>3-2 原子力損害賠償制度の見直し</p> <p>3-3 持続可能な社会を実現するエネルギーシステムへの転換</p> <p>3-4 電力需給・経済影響などの緩和措置</p> <p>3-5 廃炉プロセスと電力会社などの経営問題</p> <p>3-6 原発ゼロの国民的合意形成プロセスのあり方</p> <p>3-7 原発輸出と国際的責任</p>	<p>第4章 原子力規制はどうあるべきか</p> <p>4-1 安全はいかにして実現可能か——規制の役割と限界——</p> <p>4-2 新規規制基準の構成上の欠陥</p> <p>4-3 規制基準における耐震性をめぐる問題点</p> <p>4-4 立地評価を適用しないことの重大性</p> <p>4-5 設計基準を見直すべきである</p> <p>4-6 新規規制基準の過酷事故対策では事故の進展を防げない</p> <p>4-7 信頼性に関わる重要な技術課題の欠落</p> <p>4-8 原発立地・再稼働について同意を求めべき自治体の範囲と防災対策の問題点</p> <p>4-9 老朽化原発の20年延長問題</p> <p>4-10 原子力規制と司法審査</p> <p>おわりに</p>
--	---	---